周南緑地基本計画策定業務　仕様書（各業務）

第１章　総則

１　適用範囲

本仕様書は「周南緑地基本計画策定業務」に適用する。

２　周南緑地の概要及び業務の目的

「周南緑地施設整備等総合支援業務仕様書（共通）」のとおり。

第２章　業務の内容

１　業務計画

（１）受託者は契約締結後速やかに業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

（２）業務計画書には、下記事項を記載すること。

①業務概要 ②実施方針 ③工程表 ④業務実施体制 ⑤打合せ計画 ⑥成果品の内容
⑦連絡体制（緊急時含む） ⑧その他必要事項

（３）受託者は業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にした上でその都度、発注者に変更業務計画書を提出し、承認を得なければならない。

２　業務管理技術者および業務照査技術者

本業務における業務管理技術者および業務照査技術者の資格要件は、次のとおりとする。

・技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第２条に規定する技術士（都市計画及び地方計画又は造園）あるいは社団法人建設コンサルタンツ協会が付与するシビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）の資格保有者（都市計画及び地方計画又は造園）。

３　業務対象区域

周南緑地内 外（主に東緑地及び中央緑地一帯）

対象面積　　約 50ha

４　業務内容

（０）見直し方針（案）

主に以下の内容を、現行の周南緑地基本計画（以下「現基本計画」という。）の見直しの基本方針（案）とするが、業務を進めるにあたり、新規に項目設定する必要が生じた場合はこの限りではない。

○ 官民連携（PPP/PFI、P-PFI 等）手法の導入による整備・運営の検討
○「周南緑地体育施設整備等手法検討調査業務委託」の報告内容の反映
○「ＰＦＩアドバイザリー業務」との整合
○ 都市公園法、都市緑地法改正に伴う関連事項の見直し
○ 現行の周南緑地基本計画の進捗状況を踏まえた見直し
○ 各種上位計画や関連計画との整合性
（まちづくり総合計画、地域防災計画、都市計画ﾏｽﾀｰﾌﾟﾗﾝ、緑の基本計画、長寿命化計画等）
○ 公園の有効利用に関する検討

（１）計画準備

業務実施方針やスケジュール等を整理し、業務計画書を作成する。

（２）現況把握

①現基本計画及び与条件の把握と整理

②上位関連計画や各種関連資料の収集整理

③現地調査（施設配置・植生・地形・土地利用・景観・用地境等）

④社会・人文・自然条件等の整理

⑤公園利用者数の測定

※⑤ 緑地の体育施設以外の利用者を実測する。（平日２日＋土・日の計４日を想定）

（３）分析評価

①与条件の分析と評価

②問題点の抽出と検討

③課題の整理

（４）基本方針の見直し設定

①公園の機能・理念・テーマ・性格の見直し

②計画基本方針の見直し設定

（５）計画内容の見直し検討

（４）で設定した内容に基づき、主に次の事項について、現行の基本計画を精査し、追加及び修正の検討を行う。

①レクリエーション拠点としての機能

②広域防災拠点としての機能

③アクセス・動線の確保（車輌・歩行）

④駐車場（位置・台数・有料化可能性）

⑤導入予定体育施設の内容及び規模

⑥既存体育施設の改修内容及び規模

⑦公園施設長寿命化計画に基づく施設の改築更新

⑧官民連携（PPP/PFI、P-PFI 等）の導入による施設整備

⑨未開設区域（区域拡大箇所）の利活用

⑩徳山商校跡地の利活用

⑪健康増進対策

（６）基本計画図の作成

現行の周南緑地基本計画図をベースに、見直し検討後の基本計画図を作成する。

（７）概算工事費の算出

同種事業の実勢価格等に基づいた概算工事費の算出。

（８）イメージ図の作成

計画内容に沿って、発注者が指定した施設のイメージ図について作成する。

（９）パブリックコメントの実施支援及び精査

本計画の策定に当たっては、パブリックコメントを実施する予定である。必要書類の整理・作成等パブリックコメントの実施支援及び意見の反映を行う。

（１０）周南緑地基本計画（本編）（概要版）

周南緑地基本計画（本編）（概要版）の作成を行う。

成果品を電子データでとりまとめる。

第３章　その他

（１）打合せ協議

業務を進めるために必要な打合せ協議は業務着手、中間 3 回、成果品納入の計 5 回を標準とする。

（２）成果品

成果品として、以下のものを提出する。

①周南緑地基本計画報告書　…　２部

②周南緑地基本計画（本編・概要版）　…　２部

③基本計画図（1/500～1/1000）　…　２部

④イメージ図（A3 サイズ）4 枚程度　…　２部

⑤上記電子データ　…　一式